

2008年10月10日

特別区長会会長
多田正見様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾

要 請

本日、特別区人事委員会勧告が出されました。勧告では、月例給、期末・勤勉手当とも概ね民間と均衡しているとし、改定なしとしています。

私どもは、比較対象企業規模は100人以上にすべきであると主張し続けてきました。残念ですが今年も私たちの要望は叶いませんでした。それどころか昨年の調査では50人以上の企業は177所で18.8%でしたが、今年度は185所で19.3%とさらに小規模企業が増えています。50人以上の企業の割合を増やしたことは国に合わせた結果です。人事院に追随するものと言わざるを得ません。特別区人事委員会としての自立性・主体性を放棄していることは極めて不満です。

今春闘における連合その他の調査結果では、民間企業労働者の賃金は一定の改善が図られています。調査対象企業規模を従前の100人以上に戻せば、春闘における民間企業の賃金改善状況が特別区人事委員会勧告にも反映されていたはずですが。極めて残念な結果であります。

総務省の「技能労務職員の給与に係る基本的考え方

に関する研究会」は、8月22日に「中間とりまとめ」を公表しました。「現業職員が労使交渉を職員団体と一体的に行っていることや同時並行的に行うことが、現業職員の給与決定に影響を与えている。」と言及しています。このことは、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方への干渉であり、不当な介入です。

地方行政では、行政系職員と技能系職員がそれぞれ独立しつつも共に協力し、行政の両輪となって業務を遂行しています。「中間とりまとめ」ではそれらの実態や職務の困難度等は全く考慮されておられません。労働者代表の参加がない「研究会」が、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方を検討し言及することは、労使自治の観点から極めて問題で不当です。

今年度の賃金確定交渉を進めるにあたりわが組合としての基本的な考え方を申し上げます。

先ず、現業（業務）職給料表の早期提示です。この2年間再三再四に亘り、給料表は勤務条件の根幹であり早期に提示すべきと求めてきました。残念ながらこれまで給料表は最終段階まで提示されませんでした。今年度こそは早期提示を受けた上で、個別課題の協議を行いたいと考えます。改めて強く求めます。

第二点目に、技能系の任用制度についてです。昨年度の交渉で「技能系職場の実態を調査し、その結果に基づいて、見直すべき必要があれば、早期に見直しを行なうよう努めてまいりたい」との回答をいただきました。調査結果に基づいたみなさんの考え方を早急に提示していただき協議したいと思っております。

第三点目に勤務時間についてです。勧告では、1日あたりの勤務時間を7時間45分とし、1週あたりの勤務時間を38時間45分とするものです。

今年を含む過去3年間の特別区内の民間事業所1日あたりの勤務時間と較べて、既に20分以上もの差が生じています。年間で約74時間、日数では9日以上も民間企業労働者より長く働かされていることとなります。早急に勤務時間短縮の実施を求めます。

第四点目は、地域手当についてです。勧告では今年も率を引上げるとしてしています。本給引下げは、退職手当の引下げに繋がり反対であります。

最後になります。大都市東京における清掃作業は、様々な特殊性・困難性のある中で円滑に行われています。このことは、今日まで清掃業務に従事する職員をはじめ労使による長年にわたる努力の積み重ねがあればこそその結果です。また、今年度中にはサーマルリサイクルも全区で実施されます。サーマルリサイクルは特別区清掃事業の大転換です。労使が協力し、一体となって事業の成功を目指さなければなりません。

本年度の賃金確定交渉を進めるにあたって、組合員が納得できる現業（業務）職給料表及び現業系任用制度等を早期に示し、労使合意の上で早急に実施することを強く求めます。

なお、具体的な要求項目等は今後お示しします。

以上

平成20年10月10日

清掃労組の要請に対する会長発言

ただいま、委員長から、人事委員会の勧告につきまして要請がございました。

要請の中にもございましたように、特別区は、現在サーマルリサイクルの本格実施に取り組んでおります。

清掃事業に携わる皆さんの常日頃のご尽力に感謝申し上げるとともに、サーマルリサイクルの円滑な実施にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

まず、給与勧告につきまして、申し上げます。

勧告の内容は、職員の給与は民間給与とほぼ均衡しており、特別給の支給月数も民間の支給割合と概ね均

衡していることから、月例給、期末・勤勉手当とも改定を行わないこと、また、地域手当を16%に引き上げるとともに、給料月額を、地域手当の引上げ分と同率程度引き下げること、とするものでございます。

本年の勧告の取り扱いにつきましては、勧告制度の趣旨を踏まえ、勧告を尊重する姿勢で検討を行ってまいります。

その外の要請事項につきましては、今後、交渉委員と十分に協議をしていただきたいと思います。私からは、「人事・給与制度の整備」と「勤務時間の短縮」につきまして、基本的な考え方をお話し申し上げます。

特別区は、これまで、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度の構築に努めてまいりました。

今後も、強い意欲をもって職務に取り組み成果を上

げた職員を一層的確に処遇できる制度とするよう、勤勉手当における成績率制度の改善など、制度の整備を図ってまいりたいと考えております。

勤務時間の短縮につきましては、人事委員会から、1日7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当であるとのことをご意見をいただきました。

あわせて、勤務時間の短縮にあたっては、住民へのサービスの提供に支障を生じさせない勤務体制の整備が必要であるとのことをご意見をいただいております。

特別区は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、住民サービスを提供する様々な職場がございます。

様々な職場の勤務体制について、十分に研究する必要があると考えております。

また、勤務時間の短縮について、区民の理解を得るためには、多くの自治体で既に廃止をされている休息時間を廃止することが必要不可欠の条件であると考えております。

現在の厳しい社会・経済情勢の下で、一層効率的な行政運営を行い、行政コストの増加を招かないようにすることも重要な視点でございます。

勤務時間の短縮につきましては、今後、これらの点を十分に踏まえたうえで、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、基本的な考え方につきましてお話をさせていただきました。

清掃労組の皆様方とは、今後、多くの課題について、精力的に協議を行ってまいりたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。